

都市計画税の使途について

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業（市街地再開発事業、街路事業及び公園整備事業等）や土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業等に要する費用に充てるため、目的税として課税しています。

令和6年度における都市計画事業等及びこれに充当する都市計画税は、次のとおりです。

【歳入】

○都市計画税決算額 1,601,591 千円

【歳出（充当事業）】

(単位：千円)

事業名	令和6年度 決算額	財源内訳				
		国・県 支出金	地方債	その他	一般財源	うち 都市計画税
街路事業	143,335	65,144	71,800	58	6,333	6,333
土地区画整理事業	631,448	68,612	147,100	966	414,770	414,770
地方債償還費 (一般会計分)	208,611	0	0	0	208,611	170,403
地方債償還費 (公共下水道事業会計繰出金分)	1,236,566	0	0	0	1,236,566	1,010,085
合計	2,219,960	133,756	218,900	1,024	1,866,280	1,601,591

【都市計画税の充当割合】

